

# 福岡県公報

令和七年一月七日  
第五百六十一号  
増刊  
①

## 目次

規則(第一号)

○福岡県財務規則の一部を改正する規則

(会計管理局会計課)……………一

## 規則

福岡県財務規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和七年一月七日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 福岡県規則第一号

福岡県財務規則の一部を改正する規則

福岡県財務規則(昭和三十九年福岡県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第九十七条第三項中「自動口座振替」の下に「又はインターネットバンキング」を加え、同条第四項第二号中「場合は、」の下に「インターネットバンキングを利用し、又は」を加え、「交付し、」を「交付して」に改める。

第一百十条第三項中「交付」の下に「し、又はインターネットバンキングを利用」を加える。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。